

KB0011135

# 【全体向けお知らせ】生活保護における医療扶助のオンライン資格確認の運用開始について

作成者：管理者96

.

📅 4 か月前 ・ 👁 表示回数：2974 ・ ★★★★★

対象：全医療機関等（医療機関・薬局のみなさま）

医療機関等向けポータルサイトサービスデスクです。

医療扶助のオンライン資格確認における運用開始に向けて、厚生労働省からのご案内をお送りしますので、お手数ですが、ご確認をお願いします。

=====ご案内=====

厚生労働省 社会・援護局 保護課です。

医療扶助のオンライン資格確認の導入に向け、日頃より御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

医療扶助のオンライン資格確認の導入開始日は、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和5年政令第339号）により、令和6年3月1日（金）としています。

導入開始に先立ちまして、令和6年2月13日（火）より、検証運用を実施しており、マイナンバーとの紐付けが正しいことが確認された被保護者の資格情報等について、医療機関・薬局において、医療扶助のオンライン資格確認を導入済みの場合、マイナンバーカードによる資格確認、医療券・調剤券情報、診療・薬剤情報の閲覧が可能となっております。

つきましては、ご多忙のところ恐れ入りますが、以下留意等をご確認の上、被保護者についても、医療保険と同様にマイナンバーカードによる資格確認の実施いただきますようお願いいたします。

(留意事項)

- 被保護者の資格情報、医療券・調剤券情報が確認できない場合、福祉事務所に架電等によりご確認をお願いします。
- 委託元である福祉事務所における医療扶助のオンライン資格確認の導入状況については、福祉事務所から医療機関・薬局へ適宜連絡を行うよう、周知しております。詳細は、福祉事務所にお問い合わせください。
- 被保護者は、マイナンバーカードによる資格確認を原則としつつ、必要な医療の受診に支障がないよう、例外として、急迫した事由その他やむを得ない事情（委託先医療機関等でオンライン資格確認が導入されていない場合も含む）がある場合には、紙の医療券・調剤券により資格確認を行います。
- 医療扶助のオンライン資格確認の導入に係るシステム改修は、医療機関等ベンダに確認をお願いします。医療扶助のオンライン資格確認のシステム改修後、オンライン資格確認等システムの「環境設定情報更新」画面で、「医療扶助情報：利用する」を選択することで、ご利用いただくこととなります。
- 電子処方箋は、同年3月末を予定しているため、導入前までは、紙の処方箋によりご対応をお願いします。また、医療機関・薬局における健診情報の閲覧は、同年4月以降を予定しています。
- 運用に係る不明点や課題等がある場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトにお問合せください。

ご多忙のところ恐れ入りますが、上記をご確認のうえ、ご対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

=====

厚生労働省 社会・援護局 保護課

=====

固定リンクのコピー

役に立ちましたか？

この記事の評価 ☆☆☆☆☆

はい

いいえ

52% が「役に立った」と評価しています